

令和元年度第12回熊本県情報公開・個人情報保護審議会議事録

- 1 日時 令和2年(2020年)2月20日(木)午前9時~正午
- 2 場所 県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 出席者 審議会委員
 馬場会長 井寺委員 金澤委員 詫間委員 徳永委員 孫特別委員
 実施機関
 市町村課 中村主幹 波多野主事
 医療政策課 大川主幹 中嶋主任主事
 こども総合療育センター 永田医長 鶴口主任技師 山本主事 下條主事
 熊本県医師会
 米村課長補佐
 株式会社エム・オー・エム・テクノロジー(以下「MOM」)
 石田氏 貞松氏
 事務局
 亀丸課長 富田審議員 松原課長補佐 高島主任主事 赤星主事

4 審議内容

(1) 住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについての意見聴取

ア 事務局が、資料1-1及び資料1-2について説明を行った。

イ 実施機関が、資料1-3及び資料1-4について説明を行った。

各委員からの質疑の概要	
馬場会長	住基ネットの意義だが、例えばパスポートを発行するときに住民票がいらなくなったということか。
実施機関	そうである。もともとはパスポート申請書と一緒に住民票を提出してもらうことになっていたが、住民票は住基ネットを使って検索することで、必要なくなった。
馬場会長	今まで住民票が必要だったのは、本人確認のためか。住基ネットで本人確認がどのようにして行われることになったのか。本人確認とは、パスポート申請の窓口の人が、申請者が本人であるか確認するために住民票の写しを求めていたということか。
実施機関	手書きで書かれた申請書の情報が間違いないかを確認するために住民票の写しを求めていた。住基ネットを使うことによって、紙で行っていた申請書の住所、生年月日等の確認をパソコン上で確認できるようになった。申請者本人にしてみると、役所に行き手数料を払って住民票をとるという手間がなくなった。役所にとってみても、役所を利用する人が少なくなるため、住民票発行の事務削減につながった。

馬場会長	今まで住民票の写しを必要としていたのは、本人確認のためというよりは、申請書の内容が正しいか確認するためということか。
実施機関	そうである。
徳永委員	パスポートを申請するときは、本籍地が確認できる戸籍謄本は必要ないのか。
実施機関	パスポート申請時にどういった書類が必要かは所管課に確認して、ご回答させていただく。
金澤委員	評価書の21ページのリスク対策について、例えば自己点検や研修等は年に一回実施しているようだが、この5年間も年に1回実施していたということか。
実施機関	そうである。
金澤委員	自己評価で「特に力を入れている」と判断しているが、年に一回の実施で特に力を入れているといえるのか疑問に感じるところである。「特に」を付け加えた理由はなにか。
実施機関	研修は年に一回だが、自己点検や内部監査を実施しており、その中で利用所属が住基ネットの規定に基づいて適正に取扱っているか現地を確認したり、帳票が管理されているか点検を毎年実施している。そのため、研修が年に一回だとしても、監査やその他の自己点検の実施で特に力を入れていると記載させていただいている。
金澤委員	今の説明だと②の監査については、内部監査と外部監査を行っているということで「特に力を入れている」ように感じるが、従業員に対する教育については、他の団体も研修を年に一回行っているように思う。特に力を入れている点がこの書き方では具体的に分からない。
孫委員	リスク対策についてはこの書き方だと不備が多いように感じる。自己点検については、どういったことを実施するのか記載されていない。監査については①～④の項目に対して記載されている。点検といったら、年に一回、課の中で行う。この書き方だと、事務を実施している人が点検も行っているように感じる。例えば、情報漏えいといった事故が発生すると、自己点検が検査の対象になる。年に一回実施するというのはよいが、どこで自己点検票を保管するのか誰のもとで置くのかを記載する。誰が保管するのか、自己点検したあとにどこで保管するのかを記載しておかなければ、あとで揉める原因になる。
金澤委員	孫委員の話を聞くと「特に力を入れている」ように感じない。
孫委員	何かが起きた際に、このままだと提示するものがない。どこに保管したのか、誰が自己点検票をつけたのか、誰が確認したのかを、同時にもしくは一人で点検したのか、こういったことを明示しなければ、点検の意味がなくなる。
実施機関	自己点検については、それぞれの利用機関・所属である課で自己点検をしてもらい、システムの管理者である総務部に提出してもらい、自己点検に基づいて年度末に内部監査を行う。その自己点検の内容が適正かどうかということで、市町村課からそれぞれの課に内部監査を行う。それとは別に三年に一度、専門機関に委託して外部監査を行っている。
孫委員	実際には行っているとは思いますが、記載しておかなければ、後で揉めることになる。
実施機関	先程のご意見を踏まえ、記述については再度確認させていただきたいと思う。
馬場会長	金澤委員の意見としては、特に力を入れているとはいえないのではないかとするのは、①自己点検②監査の両方についてということか。
金澤委員	私が特に言っていたのは、従業員の教育の項目に対して、年に一回は他の団体

	も実施していると思われるのに、「特に力を入れている」としている点がこの書き方からだと分からない。しかしリスク対策については、どの項目においても「特に力を入れている」としているため、どこに特に力を入れているのか疑問に思った。
馬場会長	では、再度ご検討していただく内容としては、1 監査、2 従業員に対する教育・啓発についてということでしょうか。
金澤委員	そうである。
馬場会長	孫委員が言っていたのは、①自己点検で「住基ネット利用課において、自己点検簿をつけている」と記載されているけれども、つけたあとに誰がどのようにして保管しているのか、保管期限についても付記してこの評価書に記載すべきだということか。
孫委員	そうである。
金澤委員	他のリスク対策のページを見ると一生懸命されていることが分かるが、「特に力を入れている」と記載されている箇所が多いような気がした。
馬場会長	5年前の審議会のときに答申が出されたわけだが、「2 提供・移転のルールについて」で、「適切に実施されることが確認されたので、評価書にその旨を明記すること。」と書かれているが、平成27年の評価書にもそのことが追加されたということでしょうか。前回の評価書も提出してもらおうと、追加されたかどうか確認ができたのだが、そこは明記されたという認識でしょうか。
実施機関	そうである。
詫間委員	21ページの監査についてだが、監査事業者というのは専門の事業者か。
実施機関	そうである。
詫間委員	ずっと同じ事業者なのか。それとも変更するのか。
実施機関	入札で決まるので、毎回同じではない。違うところもあり得る。
詫間委員	監査事業者とは、どういった事業者なのか記載して欲しい。「3年に1度5～10所属程度に対して実施する。」とあるため、所属をピックアップすることになると思うが、一所属は、かなり長い期間、外部監査を受けないということか。
実施機関	利用している所属は53所属ある。外部監査を実施する年度で、住基ネットを利用することが多い所属、例えば税務関係や保健所は、前回外部監査を受けてからしばらく監査を受けていない所属から選定して実施している。少ないところは長いところ外部監査は行っていないことになるが、そういった所属は内部監査を行うため、長い期間空かないように併用して行うことにしている
金澤委員	パブリックコメントは0件である。住民等の意見を広く求めるということだが、住民の関心を寄せるために何か工夫はされたのか。
実施機関	パブリックコメントを実施する際は、県庁全体の実施方針があるため、HPや情報プラザ、各振興局に配架し、住民の方の意見を聞くことになっている。当該方針に基づき実施している。
馬場会長	評価書の25ページの一番上の表に「特定個人情報を含まない。」と記載されているが、変更後は特定個人情報は開示請求の対象から外したということなのか。
実施機関	変更前も特定個人情報は開示請求の対象に含まれていなかったが、そのことが今回の改正で明記されることとなったということである。
馬場会長	市民が開示請求をするというのは、私の氏名や本籍地、住所がどうなっているのか確認するためということか。どういったときに開示請求されるのか。
徳永委員	それに関連して聞きたいことが、特定個人情報ファイルに記載されている情報

	と従来住基ネットにおける本人確認情報との違いというのがでてきているが、その違いも説明をお願いしたい。
井寺委員	評価書7ページの図では、住民が業務端末に対して開示請求を行っている。
徳永委員	従来の本人確認情報（4情報+番号）の限定された情報の範囲と特定個人情報の範囲では、差がある、特に今回異動事由を含めている。25ページでいうと番号が記載されている情報は、開示されないということなのか。特定個人情報といった場合の情報の量と従来住基ネットで言ってきた個人情報は若干違うと思う。住民票に載っているものかどうかの違いという理解で良いのか。3頁だと本人確認情報は4情報で、従来本人確認情報と言われていたものだが、今回の特定個人情報の対象というのが14頁だと28番まで情報が増えている。開示される時にどこまでが見えてどこまでが見えないのか。誰がどういったタイミングで開示しようとしたときにどの情報まで含むとしているのか。
実施機関	確認した上で、改めて回答させていただく。
馬場会長	今の徳永委員の質問の趣旨は、今回の評価書に対する意見としてなのか。
徳永委員	基本的な語彙についての確認を求めたつもりであったので、評価書についてというわけではない。
孫委員	一つは、変更する前と変更した後があり、今二つの指針が一つになったということなのか。本人が開示したいと言ったときに事務のパソコンにデータが出る。変更する前の内容と変更した後の内容は違うのか。これまでも住所や名前を出して、今も請求したら同じ情報を開示するのか。事務内容としては変わっていないのか。
実施機関	変わっていない。12ページの自己の本人確認情報の開示について記載されており、提供する情報として、住民票コード、氏名、住所、異動事由などがある。
徳永委員	異動事由とは何か。転出・転入以外に何かあるのか。
馬場会長	個人番号というのは、特定個人情報ではないのか。先程の説明では、特定個人情報は含まないとしていたが。
孫委員	14ページに記載されているのが、1～11までが特定個人情報であるが、矛盾しているのではないかと。含まないと記載するのなら、端末IDとかは出していない。もし詳細に書きたいのであれば12～28まで含んでいないと書いたほうが良いのでは。個人番号とはマイナンバーのことか。これは含む必要があるのか。
実施機関	今、ご指摘していただいた点については、資料を持ち合わせていないので、次回ご説明するというだけでもよろしいか。
馬場会長	日程的に可能であるならば、そうしても良い。
金澤委員	資料1-1に特定個人情報と特定個人情報ファイルとあるが、その関係についても一度説明して欲しい。
詫間委員	特定個人番号と個人番号は違うのか。
徳永委員	個人番号は住基ネットの番号のこと。住基ネットの番号から紐づけして広がる情報が特定個人情報。そのデータベースがファイル。それとは別に本人確認情報があり、その区別がきちんとなっているのかの整理をお願いしたい。
馬場会長	平成27年の答申が出たことによって評価書の記載部分を変更したところがあると思うが、審議会が答申を出したことで、どう評価されたか確認したいため、答申前と答申後の評価書を比べたい。
実施機関	平成27年度に公表した評価書を確認して、次回提出させていただく。

ウ 次回、引き続き審議することとなった。

(2) オンライン結合による個人情報の提供についての意見聴取

ア 事務局が、資料2-1について説明を行った。また、実施機関が、資料2-2及び2-3などについて説明を行った。各委員からの質問等は以下のとおり。

クラウド型電子カルテシステムによる診療情報の管理についての審議	
徳永委員	クラウド化した場合に、情報はどこに預けることになるのか。
実施機関	電子カルテシステムの契約相手である外部委託業者が保有するデータセンターに保管される。
馬場会長	株式会社エム・オー・エム・テクノロジーの方がこられているが、そちらと契約するわけではないのか。
実施機関	同社は導入に当たってご協力いただいている業者であり、委託先の選定はこれからである。選定する業者によって、データセンターのある場所は変わってくる。
徳永委員	クラウド化については、県が先駆けて行うような形か。他県などでも同様の動きがあっているのか。
実施機関	県内だと、植木市民病院が導入したが、導入実績はこれからという状況。全国的にもこれからである。 当センターでは、現在紙カルテを利用しており、電子カルテを導入するに当たってクラウド型かサーバ型かを検討している。全国的には、既にサーバ型の電子カルテを導入している場合が多く、電子カルテ化が遅れているところにクラウド型の選択肢が出てきている状況。サーバ型の電子カルテを導入しているところも、契約の更新時期にクラウド型への移行が選択肢にあがることはあると思う。
井寺委員	民間も同様なのか。
実施機関	そうである。現在、県内だと2つの民間病院で導入されている。
馬場会長	クラウド化した場合、システムの管理者は誰になるのか。
実施機関	委託業者となる。
馬場会長	業者は中のデータを自由に見ることができる状態になるのか。
実施機関	保守管理上必要であれば、見ることができるようになっている。ただ、契約締結時に個人情報の取扱いについて明記し、個人情報が流出しないような措置はとる予定である。また、業者の選定の際も、ガイドラインに基づき個人情報が流出しないような形でメンテナンスを行う業者を選定することになる。
馬場会長	中身が暗号化されていてわからないわけではなく、中身までわかってしまうのか。
MOM	ほとんどの場合、サーバ型であれクラウド型であれ、電子カルテを導入している施設と業者間では、リモートによるメンテナンスのための接続を行っている。24時間対応しなければならない、社会的な責任を持ったシステムだということで、緊急性を要する場合リモートで対応することがある。 個人情報が見えるか見えないかという、実質的には見えてしまう。ただ、どこの会社でも同じようなことをしていると思うが、我々の会社ではリモートができる専用の1人しか入れない部屋を準備し、入退室の管理を行い、そこで作業を行う。作業の中で見た個人情報は外に持ち出さないと、病院の許可をとってリモートの保守を行うことにもなっている。
馬場会長	自前のサーバがあっても、メンテナンスは外部に委託するのが一般的か。
MOM	電子カルテに関しては、そうでないところはないぐらいだと思う。
金澤委員	基準1の「公益上の必要があること」については、十分に説明されてあると思うが、心配になるのは基準2の「個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる」か

	<p>どうかについて。つまり、情報が出てしまうのではないかということ。</p> <p>基準2に関する説明のところ、各省庁が出しているガイドラインが記載されているが、総務省が「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を定めているのは、クラウドについては、総務省も特にセキュリティをしっかりしないといけないと考えているということかと思う。基準2に関する説明のところは、これらのガイドラインを参考に記載されたのか。</p>
実施機関	<p>ガイドラインには安全管理のことがかなり書かれているため、ガイドラインを遵守している業者を選定することで基準2は満たすことができると考えた。</p>
金澤委員	<p>基準1に関する説明は、実務上の切実な問題としてあるから細かく書いてあるのだろうが、基準2に関する説明はそれと比べて、一般的なこと、どこでも行っているようなことしか書かれていないように思われる。クラウド化するに当たって特にこのような措置を行うというようなことがあればいいのかなと思った。</p>
馬場会長	<p>ガイドラインを守っていれば一定の質が担保されるとして、ガイドラインを守っているかどうかについて認定する制度のようなものはあるのか。</p>
実施機関	<p>特にない。</p>
馬場会長	<p>そこは県の方でも十分に審査をされるということか。</p>
実施機関	<p>はい。</p>
詫間委員	<p>システム堅牢性の高い安全な場所というのは、施設自体のことか、地域的なことか。</p>
MOM	<p>建物の耐震基準など、いろいろな施設の基準を満たしているという意味。</p>
馬場会長	<p>クラウドにあげるときに、バックアップはするのか。</p>
実施機関	<p>3か月分のデータは、一時的にこども総合療育センター内のサーバに保存されるため、データセンターに何かあってもカルテの閲覧は可能となっている。</p>
馬場会長	<p>資料2-2の2ページに、クラウド型は初期費用が高いと書いてありながら、クラウド型を採用することで初期コストを低減させることができるとも書いてある。結局、インシャルコストとしては高いのか安いのか。</p>
実施機関	<p>高くなる。</p>
馬場会長	<p>県としては、自前のサーバのメンテナンスを外部に依頼する場合に、外部の業者がリモートで個人情報を見ることができる場合は個人情報の提供に当たると考えているのか。</p>
実施機関	<p>これまでの整理だと、そのような場合はメンテナンスを委託しているだけであり、業者側が個人情報を利用するわけではないので、提供には当たらないものと整理している。</p>
徳永委員	<p>クラウド化そのものは、外部提供にはあたらないという整理で問題ないと思う。</p>
<p>熊本県地域医療等情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）による患者情報共有事務についての審議</p>	
徳永委員	<p>情報の共有について、公益性が非常に高いことは想像がつく。ただ、私は憲法が専門で個人の保護を強く意識しており、カルテ情報については秘匿性・保護度の高い個人情報だと認識している。</p> <p>メディカルネットワークを有効に活用する場面として、瞬時に情報を見ることができるという説明があった。患者の側としては有難いとも思うが、法の建付けとしては、県が保有しているプライバシー情報を民間の企業である病院に提供することにもなる。命に関わるから大丈夫ではないかと思う反面、法理論的にはそこを（提供を）チェックしないとイケなくなるが、このネットワークというのは、医師であれば24時間アクセスできるようなシステムを目指しているという理解でよいか。</p>

実施機関	そうである。
徳永委員	緊急時用のIDがあるわけではないのか。
実施機関	<p>それはない。患者の意識が確認できなければ、緊急時用のシステムを利用して病歴やアレルギー歴、処方されている薬などを確認できる。ただし、見た人はアクセス履歴からわかる。</p> <p>また、こども総合療育センターの電子カルテ内に他の病院からアクセスし、カルテ内のすべての情報を見ることができるわけではなく、こども総合療育センターがメディカルネットワークにあげたデータを、患者が選んだ病院の間のみで共有することになる。</p>
徳永委員	情報共有に関する同意は、その都度とるのか。
実施機関	最初に同意を取り、その後はその同意に基づき共有する。
金澤委員	医師・薬剤師等が見ることができると書いてあるが、「等」は何を指しているのか。
実施機関	介護施設等でも見ることができるようになっている。
馬場会長	「くまもとメディカルネットワーク参加施設内で情報を閲覧する職員は、医師資格証並びに利用者カードにおいて認証用電子証明書とパスワード（PINコード）がなければくまもとメディカルネットワークにログインすることはできない」と書いてあるが、具体的にどのような手続きで見ることができなのか。
医師会	それぞれの施設で誰がこのネットワークを利用するかという申請書を出してもらい、申請いただいた方に電子証明書の入ったICチップのカードを配布し、その施設の方が設定した方が、そのカードとパスワードでログインできるようになる。いつ、誰が、誰のどの情報を見たのかは管理している。
馬場会長	カードとパスワードがあれば、誰でも見ることができるといふことか。
医師会	<p>そうである。医師については、厚生労働省が発行している医師資格証カードを利用する。このカードは、厚生労働省の医師の電子証明用のサーバでなりすまし医師防止のために作られたものである。</p> <p>基本的に厚生労働省のガイドラインにあるSS-MIX2というデータ連携のためのフォーマットを利用しており、家族の履歴はもともと入っていない。また、介護施設等はアクセス制限があり、病歴・入退院歴・処方歴しか見ることができなくなっている。</p>
馬場会長	ネットワークへの参加資格というか、例えば研修を受けて情報の大切さやパスワード管理の方法などを理解したところしか参加できないといったような制限はないのか。
医師会	研修は定期的には開催している。また、導入の際には、パスワード管理など一般的な注意事項はお伝えしている。
徳永委員	資料2-2の2~3ページ目に、電子カルテに記載する個人情報を書いてあり、家族歴も含まれているが、メディカルネットワークで共有される情報は、これより狭いという理解でよいか。
実施機関	家族歴については、医師間の診療情報提供書には必要があれば記載し、メディカルネットワークのサーバにあげることはある。
医師会	データとしてあるのは国の決められたフォーマット。今、先生が言われたのは、これまで紙で作っていたものをスキャンしたものであり、送られてきた文書を開いて、読んで、確認をするものであるため、データではないという認識でいる。家族歴は、データとして検索して瞬時に出てくるものではない。
馬場会長	ネットワークとしては、クラウド業者のサーバと医師会のサーバがつながるのか。

MOM	クラウドデータセンターから一旦こども総合療育センター内のサーバに必要な情報をおとし、その情報をメディカルネットワークに流す形になる。
馬場会長	つながるのは、あくまでもこども総合療育センターと医師会のサーバということか。
実施機関	そうである。
井寺委員	メディカルネットワークの運用主体は医師会か。
医師会	そうである。大学病院と県と医師会とで三者協定を結んだ中で、連絡協議会という医療と介護の団体を含めた協議会はある。
井寺委員	医師会も同意を得て入ってきたカルテを見ることができるのか。
医師会	見ることはできない。
井寺委員	セキュリティポリシーに罰則があると書いてあるが、これは医師会がつくっているのか。
医師会	連絡協議会の方にあげて決めている。
徳永委員	命を守る現場であれば命優先というのは、まったく持ってそのとおりだが、取り扱う情報が要保護性の高い情報であるため慎重にならなければならない。特に同意を取るプロセスについては、確実に何回か重ねるような手順が設けられてもよいのではないかという感じもする。
各委員	(同意書の書式を確認)
馬場会長	旅先で事故にあって予定していなかった病院にかかることになり、急に情報が必要になった場合はどうなるのか。
医師会	旅先で救急病院に搬送されたような場合、県内であれば、患者がオレンジ色のカードを持つことになるので、それをみたり、搬送先の病院が検索すると一画面で最新のアレルギー情報、かかりつけ医、病歴、入退院歴などが分かるような仕組みになっている。
徳永委員	ネットワークには、患者自身が参加するシステムなのか。
実施機関	そうである。
詫間委員	情報共有を希望する施設を選んで参加するということだが、共有する情報の内容については限定できないのか。
医師会	できない。
実施機関退室後の審議	
金澤委員	同意書の様式を見せてもらったが、情報共有に同意するということが小さな字でちょこっと書いてあるだけで、あれで大丈夫かなという気がする。病院に行くときは心も不安な状態だと思うので、同意書を出されたら、書かないといけないのかなと思って、しっかり考えずに書いてしまう気がする。
徳永委員	形式的にはきちんとしている印象は受ける。しかしながら、医療と倫理の話からいえば、インフォームドコンセントでは、明確な同意を得るための、相手を納得させるだけの十分な説明が求められることとなっている。
馬場会長	メディカルネットワークについては、患者情報の共有は相当だと考えるが、こども総合療育センターが患者の同意を得るに当たっては、ただ同意書にサインをもらうだけでなく、内容も十分に説明した上で同意を得るようにされたいというような意見を付けるということではよいか。
各委員	(同意)
馬場会長	クラウド型電子カルテシステムについては、外部提供には当たらないとした上で、意見を付けるかどうかということになると思う。外部提供には当たらないから審議会

	としては何も言わないというのはどうかと思うので、抽象的な表現になるかもしれないが、内部で処理するに当たっては、しかるべき定められた手続があると思うので、それにそって情報の漏えいが発生しないようにされたいというような意見を付すということでしょうか。
各委員	(同意)

イ 答申案については、会長と事務局で調整することとなった。

(3) 次回審議の期日及び審議内容並びに令和2年(2020年)4月以降の審議の期日について決定された。次回の期日及び内容は以下のとおり。

【期日】 令和2年(2020年)3月25日(水)
午後1時30分～午後3時30分

【内容】 ・住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについての意見聴取
・諮問第201号(情報公開)に係る審議
・諮問第206号(情報公開)に係る審議